

## 農地の競売(公売)に参加される皆様へ

農地についての所有権移転には、事前に農業委員会の許可を得ることが必要です。

### 1 農地のままでの買受け 法3条許可

農地(田、畑)を農地として利用することを前提に競売(公売)に参加し、所有権の移転を受けたい場合には、買受人が農地法第3条の適格性を有していなければなりません。

このため、競売(公売)に参加される場合には、予め農業委員会に対し買受人の適格性を証明する手続きを申請し、参加の際に「買受適格証明書」を添付しなければなりません。

#### (1)許可の要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

別紙(<http://www.city.awara.lg.jp/page/norin/nochiho3jo.html>)

#### (2)証明権者(許可権者)

あわら市農業委員会

#### (3)申請手続き

買受適格証明申請を、毎月15日まで(この日が閉庁日であるときは、直前の開庁日)に農業委員会に提出してください。申請書の締切日までになされた申請に対しては、月末に証明書が交付されます。競売(公売)スケジュールによっては、競売(公売)に参加できない場合もありますのでご注意ください。

### 2 転用を前提とする買受け 法5条許可

農地(田、畑)の転用(農地以外にすること)を前提に競売(公売)に参加し、所有権の移転を受けたい場合には、買受人が農地法第5条の適格性を有していなければなりません。

このため、競売(公売)に参加される場合には、3条申請と同様に、参加の際に「買受適格証明書」(転用目的)を添付しなければなりません。

#### (1)許可の要件

5条申請と同様です。

#### (2)証明権者(許可権者)

福井県知事

(3) 申請手続き

買受適格証明申請及び法5条申請書を、毎月15日まで(この日が閉庁日であるときは、直前の閉庁日)に農業委員会に提出してください。

証明書の交付まで、おおむね2ヶ月程度かかります。競売(公売)スケジュールによっては、競売(公売)に参加できない場合もありますのでご注意ください。

その他、ご不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ

**あわら市農業委員会**

〒919-0692

福井県あわら市市姫3丁目1-1

あわら市役所経済産業部農林水産課内

電話 0776-73-8024